

〔沿革〕 平成19年3月例規（警）第34号

平成28年3月例規（教）第17号

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のとおり定め、平成元年11月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、警察職員の任命、配置換え、学校入校卒業等の際における申告のしかたについて（昭和36年教第316号）は、廃止する。

記

1 辞令書等の受領要領

辞令書等を受領する場合の要領は、警察礼式（昭和29年国家公安委員会規則第13号）に定めるところにより行うものとする。ただし、別に指示あるときは、この限りでない。

2 申告要領等

（1）申告は、次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

ア 採用、昇任、配置換、併任（事務取扱、事務代理を含む。）、外国出張等、人事異動を命ぜられたとき。

イ 入校及び卒業（修了）したとき。

ウ 研修、講習、競技等に参加したとき、及びこれを終了したとき。

エ その他申告を行うことが適当であると認められるとき。

（2）申告は、別表1の区分に従い行うものとする。ただし、特に必要があると認めた場合は、別に指定するものとする。

（3）申告の動作は、警察礼式に定めるところにより行うものとする。ただし、別に指示したときは、この限りでない。

（4）申告の用語例は、別表2のとおりとする。

3 服装

（1）警察官は、常装（盛夏時の略装における上衣は長袖）とする。ただし、別に指示したときは、この限りでない。

（2）一般職員は、礼を失しない服装とする。

以下別表省略